

特定分野に特異な才能のある 児童生徒に係る特別の教育課程WG 取りまとめ案

目次

1. 基本的な考え方

- (1) 特異な才能のある児童生徒への支援の意義
 - ① 令和4年有識者会議審議まとめとの関係
 - ② 論点整理の基本的な考え方との関係
 - ③ 特才児童生徒への支援の考え方
- (2) 本制度の基本的な考え方
 - ① 2階建ての制度設計
 - ② 漸進的な仕組みの構築
 - ③ 年齢主義・学年主義との関係（部分早修）
 - ④ 対象児童生徒の考え方
 - ⑤ 改訂の方向性（実現可能性の確保）との関係
- (3) 諸外国の状況を踏まえた我が国の方向性
 - ① 諸外国の取組
 - ② 我が国の方向性

2. 対象となる教育活動等の在り方

- (1) 対象活動の考え方
- (2) 対象活動で実施する教育活動
- (3) 対象活動の実施方法
- (4) 対象活動実施機関等の考え方
 - ① 「実施機関」が満たすべき基本的な要件
 - ② 「実施機関」として想定される主体
- (5) 対象活動を実施する場所等の考え方
 - ① オンラインの活用
 - ② 在籍校以外の場所での活動
- (6) 実施機関の指導者の考え方

3. 指導計画・学習評価等の考え方

- (1) 考慮すべき視点
- (2) 指導計画に盛り込むべき要素
- (3) 指導計画の作成・運用・管理の在り方
 - ① クラウド活用の在り方
 - ② 他の特例との関係の整理も含めた、指導計画の運用の在り方
 - ③ 相談支援体制等の在り方
- (4) 学習評価の在り方
 - ① 実施機関からの情報共有・連携
 - ② 相当教科等の評価の扱い
 - ③ 対象活動での成果を踏まえた相当教科等の評価の運用
 - ④ 対象活動に係るフィードバック
 - ⑤ 指導要録、調査書における取扱い等

4. 対象となる児童生徒の考え方

- (1) 対象となる児童生徒の基本的な考え方
- (2) 対象となる児童生徒を判断するプロセスのイメージ

5. その他

- ① 「運用の手引き」について
- ② 教員の養成や研修の充実
- ③ 大学等での対象活動の実施に向けた留意点
- ④ 制度の対象となる学校種の考え方
- ⑤ 得られた知見の幼児教育段階への活用
- ⑥ 本制度の施行時期

1. 基本的な考え方

(1) 特異な才能のある児童生徒への支援の意義

本WGでは、教育課程企画特別部会の論点整理で特定分野に特異な才能のある児童生徒（以下「特才児童生徒」という。）に係る特別の教育課程を編成・実施を可能とする制度を創設する方向性が示されたことを踏まえ、その具体的な在り方について検討を進めてきた。

この過程で、特才児童生徒の多様な実態や状況についても議論が進んだことから、制度の骨格の整理が進んできたこの段階で、改めて支援の意義を整理する。

① 令和4年有識者会議審議まとめとの関係

● 令和4年の「特定分野に特異な才能のある児童生徒に対する学校における指導・支援の在り方等に関する有識者会議 審議のまとめ」（以下「審議まとめ」という。）では、多様な一人一人の子供たちに応じた、個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実の一環として特才児童生徒の支援を考えるという基本的な考え方が整理された。

● その上で、審議まとめでは、特才児童生徒が有する困難を解消し才能を伸長する上で、それぞれに応じた多様な学びの機会を提供することが重要とし、これを受けて文部科学省では予算事業を実施してきた。この度の論点整理や本WGでの審議も、こうした令和4年以降の議論や政策を踏まえて検討されたもの。

② 論点整理の基本的な考え方との関係

● 論点整理では、検討の基盤となる基本的な考え方の一つとして「多様性の包摂」を掲げている。「多様性の包摂」は、多様性を個人及び社会の力に変える観点から、多様な個性や特性、背景を有する一人一人の意欲が高まり、可能性が開花し、個性が輝く教育の実現を目指すものであり、全ての子供たちに最大限、資質・能力を育成することを目指すものである。

● こうした考え方を踏まえ、論点整理では、柔軟な教育課程の実現を目指し、調整授業時数制度等による、包摂的な通常の教育課程の仕組み（いわゆる「1階」）としてもなお、十分に対応が困難と考えられる子供たちについて、特別の教育課程の編成・実施を可能とする検討を行った。

● 具体には、通級指導や日本語指導を必要とする児童生徒、校内外教育支援センター等に通う児童生徒と並び、特才児童生徒についても、特別の教育課程の仕組みを拡充・新設する（いわゆる「2階」）こととし、「2階建て」により複層的に包摂すべきことが示された。

③ 特才児童生徒への支援の考え方

● 一方、我が国の学校では「みんなで同じことを、同じように」を過度に要求する面が見られる中で、特才児童生徒への指導・支援の蓄積は不十分であり、不登校や通級指導、日本語指導が必要な児童生徒と比較しても、支援の必要性が十分に認識されているとは言い難い状況にある。

● ①②及びこれまでの議論を総合的に勘案し、今後の特才児童生徒への支援に関する考え方は概ね以下【A】【B】【C】の観点から整理できる。

【A】困難の軽減や解消の観点

特才児童生徒は、その才能や特性と環境との関係の中で、学習上・生活上の困難を抱えることが非常に多い。例えば、学習のレベルが合わず頻繁に教室で苦痛を感じていたり、誤解を招く言動があり周囲の同級生や教師との人間関係構築が困難となったりして、学校に通う意義を見出せず不登校に陥ることもあり、適切な支援なしには、才能の伸長が阻害されるばかりか、将来への意欲や希望を失う結果にもつながりかねない。（※1）

すなわち、特才児童生徒は、才能に恵まれているだけではなく、困難を抱えやすい存在でもあり、「多様性の包摂」の趣旨を踏まえれば、学習上・生活上の困難の軽減や解消を支援し、育成すべき資質・能力が身に付くように必要な支援を行う必要がある。

【B】「好き」を育み「得意」を伸ばす観点等

今次改訂では、一人一人の「好き」（興味・関心）を育み、「得意」を伸ばす教育を重視している。この点、「特定分野」に特異な才能のある児童生徒は、「好き」や「得意」が顕在化しやすく、その伸長を支援することが重要である。特才児童生徒への支援を充実し、その才能への気付きや伸長を支援することは、これまで以上に独自の発想や視点に価値が置かれるようになる今後の社会において、本人の「自らの人生を舵取りする力」を最大限高めるとともに、我が国の学校現場が、「正解主義」や「同調圧力」への偏りから脱却する契機となる観点からも重要である。

【C】個人のウェルビーイングと社会のウェルビーイングの観点

論点整理では多様性を個人のみにならず社会の力にも変える方向性を打ち出している。このことを踏まえれば、特才児童生徒への支援の充実とは、本人の困難の軽減や自己実現を支えることを目的とするものの、学校を含む社会全体の活力や創造性の向上にも繋がるものであり、結果として、我が国の社会や経済の発展にも資する側面を有する。

(2) 本制度の基本的な考え方

(1) で述べた支援の意義を踏まえ、特別の教育課程の制度設計の基本的な考え方を以下のように整理する。

① 2階建ての制度設計

- (1) の考え方を踏まえれば、全ての特才児童生徒を特別の教育課程の対象と考えるのではなく、まずは今回の改訂で創設することとしている調整授業時数制度で生み出した「裁量的な時間」等の活用を含め、他の児童生徒とともに学ぶ通常の教育課程（1 階部分）における支援の可能性を検討した上で、通常の教育課程のみでは支援が十分できない児童生徒を対象とすべきと考えられる。
- このため、通常の教育課程（1 階部分）における日常的な見取りや指導・支援の工夫と、特別の教育課程（2 階部分）における高度な指導・支援が相互に関連することで、教師の子供理解が一層深まり、適切な指導・支援に関する知見が蓄積・共有されることが期待される。

② 漸進的な仕組みの構築

- また、我が国の義務教育段階では、特才児童生徒への支援の取組は緒に就いたばかりであり、事例・知見の蓄積や相談支援体制の整備も途上であるため、実現可能性や持続可能性、過度な負担を避ける観点からも、本制度による支援を直ちに全ての学校に求めることは現実的ではない。
- さらに、特別の教育課程における教育活動の設計等に関し、学校や教育委員会等に対し、大学等の専門的な知見からの支援が必要であるとともに、教員養成や研修の在り方も併せて検討する必要がある。
- 以上を踏まえれば、当分の間は、各学校や地域において必要かつ実施可能な場合の選択肢を提供することを趣旨として、国として制度的基盤を整備するとともに、国の積極的な支援の下で、学校や教育委員会での知見や経験を蓄積し、我が国に相応しい支援の枠組みを漸進的かつ確実に構築することが適当である。

③ 年齢主義・学年主義との関係（部分早修）

- 特才児童生徒への支援は、通常教育課程において、AI等のデジタル技術も活用しながら異なる課題を与える等の学習指導上の工夫を講じることで大きな効果を発揮することも多いとの指摘がある。
- このため、①では他の児童生徒とともに学ぶ通常の教育課程における支援の可能性を検討し、その上で、それのみでは支援が十分できない児童生徒を対象とすべきとした。これは、多様な個性や特性、背景を有する子供たち同士ができるだけ通常の教育課程で共に学び合えるようにするなど、学校の包摂性を高めることが重要であることによるものである。
- こうした考え方に基づき、特別の教育課程で実施する才能や特性等に応じた高度な内容に係る部分以外は、通常の教育課程で他の児童生徒と一緒に学ぶことを前提とすべきものであり、特別の教育課程が適用される場合であっても、本来の学年に在籍することを前提としている。
- したがって、本制度は、飛び級や飛び入学など本来の学年よりも上位の学年・学校に在籍する、いわゆる「完全早修」ではなく、通常の教育課程での「拡充」を重視しつつ、いわゆる「部分早修」も取り入れて支援を行おうとするものである。（※2）

(※1) 本WGにおいても、例えば、困難は知能が標準から離れていることから生まれるもので、標準から低い方に振れているだけではなく、高い方に振れている場合でも困難が発生するとの指摘があった。また、才能とともに、才能に伴う困難のみならず、発達障害などを併有することもあり（2 E: Twice-Exceptional）、特才児童生徒の在り方は多様だが、困難に対する支援は共通して必要である。なお、特才児童生徒の中には2 Eである場合もあるが、才能ゆえの激しさや過興奮性を中心とした特性による行動が、誤って障害の枠組みのみで捉えられ、不適切な対応がなされる場合があるとの指摘もある。

(※2) 才能教育は、既存の教育プログラムを通常よりも速く、あるいは早期に履修させる「早修」と、通常カリキュラムよりも体系的で深化した幅広い内容の学習を行う「拡充」に大別される。

また、早修は、飛び級や早期入学など、本来の学年よりも上位の学年・学校に早く在籍する「完全早修」と、本来の学年に留まりながら上位の学年・学校の科目を履修する「部分早修」に分けられる。なお、「早修」を、「上位学年相当の教科・科目の早期履修・単位修得が認められる公式の措置」と厳密に定義する論者もいる。

④ 対象児童生徒の考え方

- 令和4年の審議まとめでは、何らかの特定の基準や数値によって才能を定義し、定義に当てはまる児童生徒のみを「特異な才能のある児童生徒」と取り扱うことはしないとされた。
- これは、特定の基準のみにより選抜された子供に対して特定のプログラム等を提供することは、特定の子供をラベル付けすることになりかねず、その結果、選抜のための過度な競争を発生させたり、入学者選抜への活用などの狭い範囲のみで才能が捉えられることとなる等の弊害が生じる恐れを踏まえたものである。
- 加えて審議まとめでは、一定の定義による線引きは、特才児童生徒が同級生等から異質な存在として捉えられかねない懸念も生じ、学校現場が分断され、差別の対象とならないよう留意が必要であるとも指摘し、周囲の大人が才能を伸ばすことのみに注力し、本人が過度な期待を背負い、負担を与えることも避けるべきとした。
- これは、本制度の対象を考えるに当たっても踏まえるべき考え方であるとともに、前述の通常の教育課程での対応を重視する観点からも、特別の教育課程の対象児童生徒のみが特才児童生徒であるという理解とならないことが重要である。
- また、諸外国では特才児童生徒の定義が存在する場合もあるが（※3）、特定の児童生徒が該当するかを一律に定めるものではない。こうしたことを踏まえれば、我が国で定義による線引きを過度に模索し、上記の懸念を顕在化してしまうよりは、各学校や教育委員会が本制度の対象児童生徒を判断するプロセスを丁寧に整理することが合理的である。
- 言い換えれば、特別の教育課程の対象児童生徒とすることは、学校や教育委員会として、「特異な才能がある」ことを診断し、ラベル付けするものではなく、児童生徒本人の意向を踏まえつつ、特別の教育課程により困難や才能の実態に応じた支援を提供することが適切と判断するもの、と位置付けることが適当である。

⑤ 改訂の方向性（実現可能性の確保）との関係

- 本制度は、前述のように、教師、学校、教育委員会の負担や負担感に配慮しつつ、実現可能かつ持続可能な仕組みとして創設すべきものである。このため、まずは一定数の事例を創出し、その上で運用上の成果・課題を踏まえて随時制度を改善し、徐々に事例を増やしていくこととする。
なお、こうした考え方は、論点整理で検討の基盤となる基本的な考え方の一つとしている「実現可能性の確保」と整合するものである。
- また、前述のように、指導・支援の蓄積が不十分な現状を踏まえ、特才児童生徒の理解や教育活動の設計等に関し、学校や教育委員会等に対し、大学等の専門的な知見からの支援が不可欠である。
このため、本制度の創設に当たっては、文部科学省事業による相談支援体制に係る実証研究を踏まえつつ、知見を有する複数の大学等によって構成する相談支援プラットフォームといった、相談支援体制の構築が極めて重要であり、国として積極的に支援すべき。（詳細は後述）

（※3）才能に関する定義については、先行的に取組が進められている諸外国には様々なものが見られるが、概ねの傾向として、IQ（知能指数）などによる一律の基準を設けるのではなく、大綱的な定義を置いていることが多い。また、その中には、才能を科学技術、芸術、スポーツなどの多様な領域における領域固有なものとして捉えている例もある。

例）米国では、連邦法（初等中等教育法）において、才能のある児童生徒を「知能、創造性、芸術、リーダーシップ、特定の学問分野の能力のいずれかの特性が並外れて優れた者」と規定している。

例）全米才能教育学会（2019）では、才能のある児童生徒とは、「同じ年齢、経験、環境の他の児童生徒と比べて、1つ以上の領域で、より高いレベルにある、または発揮する能力を有する児童生徒」であると定義している。

例）レンズーリ（J.S. Renzulli, 1978）が提唱した「才能の三輪概念」は、才能の全般的な特徴を「普通より優れた能力」、「創造性」、「課題への傾倒」の3つの要素に大きくまとめ、才能とはこれら3つの要素の相互作用であると捉える考え方である。この考え方に立つと、3つの要素の表出の仕方は児童生徒によって異なるが、いずれかが高いことが才能を見いだす手がかりになるとされる。

(3) 諸外国の状況を踏まえた我が国の方向性

① 諸外国の取組

(アメリカ合衆国)

- 従来、STEM人材育成を主眼として比較的「取り出し型」に軸足を置いた取組が中心であったが、近年では、学習者一人一人の学習ニーズに応じて通常の学校教育の中で行う取組も増えてきている。州、学区、学校により状況は異なるものの、アドバンスト・プレイスメント（※4）や上位学校種への早期入学、飛び級などの「早修」や、通常学級での柔軟化（ディファレンシエーション）、サマープログラム、各種コンテスト、放課後スクール、学校全体で行う拡充のモデルなど「拡充」も行われている。
また、米国では、全国統一的な特定の定義や線引きによって才能児を認識しているわけではなく、指導・支援の対象となる児童生徒の割合は、各州・地域固有の識別方法や、実施する取組のキャパシティ次第で異なる。

(フィンランド)

- 多様性の尊重を基盤として、児童生徒の個のニーズに応じた教育の一環として、才能のある児童生徒も含め、基本的には取り出しではなく、通常の学校、教育課程の中で、柔軟なクラス編成や「拡充」プログラムの提供などを中心に行われている。対応は個々の教師もしくは各学校の取組に任されており、対象の定義や判断基準も設定されておらず、体系的な才能教育が実施されている状況にはない。

(韓国)

- 科学技術人材の育成という社会的要請を主な背景とし、国家・社会の発展に寄与する人材の育成という目的の下、才能教育のための法律に基づき、才能のある子供を選抜し、科学高校や英才学校、英才教育院、英才学級などの才能教育機関において才能教育が進められている。
例えば、非正規課程での教育や、科学技術人材育成に特化した特別の学校の正規課程などにおいて才能教育が行われている。

（※4）中等教育段階の生徒に大学レベルの授業を受ける機会を与え、授業終了後に年に一度実施されるテストの結果に基づいて、大学入学後に単位を認定するプログラム

② 我が国の方向性

- 特才児童生徒への支援についての諸外国の動向を踏まえると、それぞれの社会・文化的背景や、教育制度の在り方を踏まえつつ、多様な目的や手法の下で取組が進められてきており、概ね、以下の視点で幅が見られる。

(Ⅰ 支援の目的)

「産業界や政府が主体となった特定の領域における人材育成や国家の指導者育成を目的としたもの」か、「児童生徒等が主体となった特別な教育ニーズへの対応（困難の軽減・解消や才能の伸長の支援）を目的としたもの」か

(Ⅱ 支援の手法)

「通常学級以外（取り出し）を中心に実施する取組」か「通常学級での調整により実施する取組」か

それらの取組では、一定の成果が見られる一方で、運用上の課題や社会的な受け止めをめぐる議論も生じており、各国ともそれぞれの文脈の中で、成果と課題の両面を踏まえつつ、模索を重ねながら対応を進めている状況にある。

- この点我が国では、(1)【A】【B】【C】を踏まえると以下の考え方が整理されている。

(Ⅰ 支援の目的)

特才児童生徒への支援の意義について、特才児童生徒の困難の軽減・解消とともに、「好き」（興味・関心）を育み、「得意」を伸ばす意味での才能の伸長の支援の両方を重視し、本人の成長や自己実現を支えることを目的としつつ、支援は多様性を個人のみならず社会の力にも変え、結果として、我が国の経済社会の発展にも資する側面も有する。

(Ⅱ 支援の手法)

まずは他の児童生徒とともに学ぶ通常の教育課程における支援の可能性を検討し、その上で、それのみでは支援が十分できない児童生徒を本制度の対象とする。

- この意味で、我が国の方向性は、(Ⅰ) (Ⅱ)のいずれの視点で捉えた際にも、「多様性の包摂」の考え方の下、二項対立に陥ることなく支援の方向性を整理したものと言える。

2. 対象となる教育活動等の在り方

(1) 対象活動の考え方

- 1. 基本的な考え方で整理した特別の教育課程の位置付けを踏まえれば、各教育委員会・学校が、当該児童生徒について「通常の教育課程では支援が困難で、特別の教育課程で実施する特性等に応じた高度な内容に係る部分（以下「対象活動」という。）の実施が適切であること、それに伴い、相当する教科等（以下「相当教科等」という。）を実施しなくてよいこと」を過度な負担なく合理的に判断できることが必要となる。
- これを踏まえ、まずは、日常的な見取りや心理検査等により、一定の判断が可能と考えられる、例えば、算数・数学や理科等の教科等に関わる認知的な側面に着目し、対象活動を学校内外で実施することを基本に据えるべき。
- その上で、以下のいずれも満たす場合に、対象活動の実施を可能とすべき。
※ 児童生徒本人・保護者の意向を丁寧に確認する必要があることに留意
 - ① 特例の適用に伴って実施しないこととする相当教科等で育成する資質・能力について、おおむね適切に身に付けられると判断できる場合（既に身に付いていると判断できる場合を含む。）
※この際、個々の指導事項ベースで身に付いているかどうかを個別に確認するのは現実的に困難であることに留意。
 - ② 特異な才能のある児童生徒は、認知発達の特性等から、学習上・生活上の困難を抱えることもあることを踏まえ、以下の観点から対象活動を実施する方が効果的であると総合的に判断できる場合
 - (1) 対象活動を実施することで相当教科等の実施等に伴う学習上の困難の軽減・解消が期待できるかどうか
 - (2) 学級での他の児童生徒や教師との関係構築の観点から効果的かどうか（生活上の困難の軽減・解消の側面）
- 対象活動を実施する場合、以下のA、B、Cのパターンのように、相当教科等の一部または全部の内容及び授業時数を実施しないことができることとするのが適当である。

- A 総合的な学習の時間の一部または全部**
(教科等横断的である場合、相当教科等の特定が難しい場合など)
- B 各教科等の一部または全部**
(相当教科等の特定ができる場合)
- C 総合的な学習の時間・各教科等の一部または全部**
(相当教科等の一部に加え、相当性が無い部分は総合で対応する場合など)

※入試対策を助長しないようにするための運用とすることが前提

(2) 対象活動で実施する教育活動

- 対象活動は、学習指導の工夫や柔軟化、裁量的な時間の活用などの通常の教育課程で可能な取組のみでは支援が十分できないレベルの高度な内容^(※)が想定され、具体的には、以下のような教育活動の実施が想定される。

※ 入試対策を助長しない運用とすることが前提

- これらを対象活動として実施する際に、2. (1) のA、B、Cのパターンのいずれかにより、相当教科等を適切に判断して実施することとすべき。**補足イメージ①参照**

【「対象活動」で想定される教育活動（例）】

- ・ 部分的な上位学校種等に係る早修
- ・ 大学教員等の支援を得た発展的な課題を対象とする個人探究
- ・ 大学の科目受講
- ・ 大学・研究機関や民間等^(※)が実施するプログラムやコンテストへの参加やそれに関わる事前指導 等
- ※ 大学や研究機関等が主体となる場合には、主に研究的・探究的なものが想定されるため、一定の質を確保するための要件については(4) 参照



(3) 対象活動の実施方法

- 対象活動の実施方法として、当該児童生徒の状況や、在籍校や在籍校と連携できる高校・大学等の状況に応じて、例えば以下のような形が考えられる。

実施方法（例）

- ・ 相当教科等の時間に高校等へ移動して授業を受講
※ 高校等が近接している場合など連携しやすい場合等を主に想定
- ・ 相当教科等の時間に在籍校（余裕教室等）において、
ーオンラインを活用して大学（海外大学も含む）や高校等の講義・授業を受講
ー来校した大学教員等の指導者が実施する授業を受講
- ・ 相当教科等の時間に大学や研究機関、博物館や図書館等の社会教育施設等へ移動して、講義やプログラムを受講
※ 要件を満たした適切な教育活動を実施できる大学や研究機関等が在籍校の近隣に存在する場合や、大学附属の学校であって大学と連携しやすい場合等を主に想定

- 対象活動を実施するに当たっては、以下のような点についても留意する必要がある。

- 対象となる特異な才能のある児童生徒を含め、子供たち一人一人の多様性が相互に認められる包摂的な学校・学級の文化や風土の醸成、特性等に係る理解の促進の必要性
- 当該児童生徒の発達に応じた、個性や特性等の認知的な側面以外にも配慮する必要性

※ 対象活動の実施に当たって大学等の外部機関と連携する場合の連携体制構築の在り方については3. (3) ③を参照。

※ 大学や研究機関等が実施する指導やプログラムによっては、授業日のみならず、夏季休業等の休業日にも実施するケースも想定される。対象活動自体は授業日に実施するものと整理しつつ、多様で柔軟なプログラムの存在を念頭に、休業日部分と組み合わせて全体を構成するものも対象活動の対象とする方向とすべき。

特異な才能が発揮される分野や程度は様々なものがあるため、通常の教育課程での指導の工夫や柔軟化等を含め、多様かつ多層的な教育活動により支援が可能な場合も多いものと想定される

➡まずは、通常の教育課程における支援の可能性を検討し、その上で、通常の教育課程のみでは支援が十分できない児童生徒を特別の教育課程の対象とすることを基本的な考え方とすべき

※ 対象とどうかの判断に当たっては相談支援体制の活用を想定

※ 通常の教育課程での支援に加えて、休日や長期休業中などに学校外でこうした児童生徒の活動の場が提供されている場合、相談支援体制を活用し、そうした活動の紹介を行うことなども考えられる

教育課程

2階

特別の教育課程 (※1,2)

- まずは、日常적인見取りや心理検査等により、一定の判断が可能と考えられる、例えば、算数・数学や理科等の教科等に関わる認知的な側面に着目し、対象活動を学校内外で実施することを基本に据えるべき。

- その上で、以下のいずれも満たす場合、対象活動の実施を可能とするべき。

- ① 特例の適用に伴って、実施しないこととする相当教科等で育成する資質・能力について、おおむね適切に身に付けられると判断できる場合（既に身に付いていると判断できる場合を含む。）
- ② 特異な才能のある児童生徒は、認知・発達特性等から、学習上・生活上の困難を抱えることがあることを踏まえ、以下の観点等から当該児童生徒に対して対象活動を実施する方が効果的であると総合的に判断できる場合
 - (1) 対象活動を実施することで、相当教科等の実施に伴う学習上の困難の軽減・解消が期待できるかどうか
 - (2) 学級での他の児童生徒や教師との関係構築の観点から効果的かどうか（生活上の困難の軽減・解消の側面）等

- その際、対象活動を実施する場合、以下のA、B、Cのパターンのように、相当教科等の一部または全部の内容及び授業時数を実施しないことができることとするべき。

- A 総合的な学習の時間 (※3) の一部または全部
- B 各教科等の一部または全部
- C 総合的な学習の時間・各教科等の一部または全部

対象活動

1階

通常の教育課程 (例)

通常の学級における
学習指導の工夫

生成AIを活用した
個に応じた指導

個に応じた高度な
課題の設定

「裁量的な時間」
の活用※

※対象活動と組み合わせて実施することも考えられる

連携

連携

教育課程外

大学等による相談支援体制

※1 「特別の教育課程」は、個々の児童生徒に着目した教育課程全体を指すものであり、特例により行う教育活動だけでなく通常の児童生徒と同様に学ぶ活動も含めたものであるが、本資料では対象活動を指すものとする

※2 特別の教育課程の前提として、まずは通常の教育課程において特異な才能のある児童生徒の支援に取り組み、その上で通常の教育課程において支援が困難な児童生徒を特別の教育課程の対象とする

※3 特別の教育課程において総合的な学習の時間を相当教科等とすることは、今次改訂の『『好き』を育み、『得意』を伸ばす』という方向性にも合致し、総合の役割を積極的に果たそうとするもの

（４）対象活動実施機関等の考え方

- （２）（３）を踏まえ、対象活動を在籍校以外の機関が実施したり、在籍校以外の場所で実施したりするに当たっては、こうした機関や場所の在り方、当該機関が提供するプログラムの内容、指導者の在り方を一体的に捉え、対象活動として適切な質が総合的に担保されるようにすることが重要である。これを踏まえ、実施機関や実施場所についての考え方としては、以下のように整理できる。

① 「実施機関」が満たすべき基本的な要件

- まず、対象活動を在籍校以外の機関が実施する場合、以下（１）～（３）を、当該対象活動を実施する機関等（以下「実施機関」という。）の基本的な要件とすべき。

- （１）対象児童生徒の特異な才能を発揮する分野に関連し、一定の専門性を有していること
- （２）発達段階に応じた指導・支援の在り方、特才児童生徒の特性の理解や支援の在り方等に関する一定の理解に基づき、相当教科等の実施に伴う学習上・生活上の困難の軽減・解消が総合的に期待できる対象活動を実施できること
- （３）対象活動での学習内容や状況について、対象児童生徒の原籍校と適切な連携を行うことができること（学習評価、卒業認定の観点からも把握が必要）

② 「実施機関」として想定される主体

- ①の基本的な要件を踏まえつつ、対象活動の一定の質を担保する観点から、具体的実施機関としては、当面、以下のような主体を念頭に置き、詳細は「運用の手引き」で整理する。
- 実施機関として、複数の大学等が協働でプログラムを実施するなど、複数の実施機関が連携して対象活動を実施する場合も想定される。

上位学校種	高等学校等（SSH等）
大学等	大学（短期大学や大学院を含む。以下同じ。）、高等専門学校 ※大学等がプログラムを実施する場合に加え、大学等の一定の関与の下、大学等の教授、准教授、講師、助教などが個別に指導する場合も想定。その際に大学院生等が協力することも想定 ※大学等の一定の関与の下、学校教育法に規定する名誉教授の称号を授与されている者が協力することも想定 ※外国の大学等も排除されないが、特に実施機関が満たすべき基本的な要件（３）で示している、適切な連携体制の構築の観点から十分に留意が必要
公的研究機関	研究開発法人、独立行政法人が設置する研究機関
社会教育施設	博物館法に規定する博物館
民間団体	特定分野に特異な才能のある児童生徒への支援について、一定の専門性と実績を有し、安定した持続的運営が実施できることを過去の活動等から教育委員会等が適切に判断できる公益的な法人

- 上記に加えて、社会教育施設や民間団体を念頭に、特才児童生徒への支援について、「（当該機関等は専門性を有していないものの、）一定の知見と実績を有し、当該分野に係る専門性を有する機関等と十分な連携が可能な場合」は、実施機関として扱うこととすべき。
- 実施機関に対して、必要に応じて、専門性や学校現場での遠隔フォロー、高度な学びの場の提供等の観点から支援を行う、連携機関も存在し得る。具体的には、例えば、公立の社会教育施設、民間企業の研究機関や専門性を有する部門等と連携することが考えられる。

(5) 対象活動を実施する場所等の考え方

① オンラインの活用

- 対象児童生徒であっても、対象活動以外は、他の児童生徒とともに、基本的に通常の教育課程に基づく教育課程の中で学ぶことが前提。このため、在籍校を離れる時間が過度にならないことが必要だが、実施機関の指導者が在籍校で対象活動を実施できるケースは限られることや、適切な実施機関の有無は地域によって異なることも踏まえれば、在籍校においてオンラインの積極的な活用も想定される。
- その際、小・中学校段階では、実施機関の指導者とのやり取りなど、オンラインによる高度な学習を児童生徒のみで実施することは必ずしも容易ではない場合も想定される。このため、発達の段階等に応じて、教員のほか学習指導員、連携機関の支援スタッフ等がオンラインによる対象活動に立ち会い、学習を支援することも有り得る。こうした場合の留意点等についても「運用の手引き」で整理すべき。

② 在籍校以外の場所での活動

- 大学が保有する設備や文献等のリソースを活用して対面実施する方が効果的な場合など、対象活動のねらいや内容に応じて在籍校以外の場所で実施することが考えられる。この場合、例えば、小学生が大学や研究機関の実験施設で危険な環境で学習する、大学生と配慮なく同じ環境で学習するといったことがないよう、必要に応じた保護者の同伴も含め、発達の段階を踏まえた安全管理や対象機関の指導者に対する倫理面での啓発が適切に実施される必要がある。教育委員会や在籍校が安全管理等の状況を過度な負担なく適切に把握できるようにすることも含め、具体的な考え方については「運用の手引き」で整理すべき。
- 在籍校以外の場所に移動して対象活動を実施する場合の指導要録上の取扱いについては、移動時間を含めて対象活動として捉え、全体として出席と扱うことを基本としつつ、最終的には各教育委員会の判断により適切に取り扱うこととするのが適当である。
- 加えて、対象活動を相当教科等の時間に実施することが困難であり、相当教科等以外の時間に対象活動を実施せざるを得ない場合（上記の移動時間を含む）は、出席困難となる授業の発生による影響を最小限に留めることを前提とし、当該時間も含めて対象活動として捉え、全体として出席と扱うことを基本としつつ、最終的には各教育委員会の判断により適切に取り扱うこととすべき。

(6) 実施機関の指導者の考え方

- 実施機関の指導者に係る考え方については、主体に応じて、以下のように整理できる。
- 指導者については、発達の段階に応じた指導・支援の在り方、特才児童生徒の特性等の理解や支援の在り方等について一定の理解が必要であることから、こうした観点からの留意点を「運用の手引き」で整理すべき。
※性暴力防止対応を含む子供の安心・安全のために必要な留意事項については「運用の手引き」において詳細に明確化する予定

高等学校	高等学校の当該教科の免許状保有者であること ※特に修士号や博士号保有者の活用も期待される
大学等	教授、准教授、講師、助教等（大学等における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有するものと認められている者であること）
公的研究機関	当該機関において教育・研究に従事する者であること
社会教育施設	学芸員等の教育・研究に従事する者であること
民間団体	特才児童生徒への支援について、一定の専門性と実績を有する者であることを教育委員会等が適切に判断できる者であること

3. 指導計画・学習評価等の考え方

(1) 考慮すべき視点

- 対象活動を在籍校以外の機関や場所で実施するケースも多くなることが想定される中、対象児童生徒の状況（どのような特性があり、どのような困難があるのか）や、困難の軽減・解消や才能の伸長の支援のためにどのような対象活動を行うのか、等について、関係者間で共通認識を持ちながら特別の教育課程を計画的かつ効果的に実施し、円滑に対象活動に係る学習を積み重ね、適切に学習評価を実施できるようにすることが必要となる。
このため、対象活動の質を総合的に確保する具体策として、特別の教育課程を編成・実施する上では、対象活動に係る指導計画を作成・実施することとすべき。
 - 指導計画の在り方を検討するに当たっては、「実現可能かつ持続可能な仕組みを創設する」という制度構築の基本的な考え方を踏まえ、実際に仕組みを運用する教育委員会や学校、実施機関等の過度な負担とならないよう、十分に配慮することが必要である。
 - 以上の考え方にに基づき、指導計画等の在り方については、以下の観点を重視し、具体的に検討する必要がある。
 - 特異な才能が発揮される分野や程度が多岐にわたり、学習上・生活上の困難も多様である中、対象児童生徒の生じている困難の軽減・解消や才能の伸長の支援に寄与する効果的な指導計画とするため、指導計画に盛り込むべき要素を検討するに当たっても、困難の軽減・解消や才能の伸長の支援に寄与する効果的なものとする必要がある。
 - 対象活動は、通常教育課程では支援が十分できないレベルの高度な内容が想定されており、在籍校以外の実施機関等の指導者など様々な関係者が共通認識を持って継続的に連携しながら指導する必要がある。このため、指導計画の作成・運用・管理の在り方については、当該児童生徒の学習内容等を関係者が効率的・簡易的に確認・共有・改善できる仕組みとする必要がある。
- ※対象活動を進める中で、当該児童生徒の状況や本人の意向等を十分に踏まえつつ、必要に応じて、対象児童生徒の対象活動の内容や場所を変更（特別の教育課程の実施中止を含む）することも考えられる。
- 学習評価の在り方については、最終的には学級担任や教科担任が行うものであることを前提としつつ、実施機関の指導者等との連携を含め、過度な負担なく、適切に対象活動に係る学習評価ができるようにすることが必要である。併せて、入試における学習評価に係る取り扱い方についても、特別の教育課程の実施が入試対策など単なる早修を助長するものとならないようにする必要がある。
- ※入試対策など単なる早修を助長するものとならないようにするという観点は、学習評価のみならず、制度全体で通底させるべきものであることに留意

(2) 指導計画に盛り込むべき要素

困難の軽減・解消や才能の伸長の支援に寄与する効果的なものとする必要性の観点

- 上記の観点から一定の質を確保しつつ効果的な対象活動を実施するため、国は、最低限、指導計画に盛り込むべき内容を示した上で、各学校等において、柔軟に項目の追加や様式の設定をできるようにすることが適当である。 **補足イメージ②参照**
- 指導計画の作成に当たっては、対象児童生徒や保護者の意向も踏まえながら、生じている困難の軽減・解消に寄与するとともに、好きを育み、得意を伸ばすことを含む才能の伸長の支援に繋がられるかという観点から検討する必要がある。そうした視点からは、指導計画の作成に当たって本人の関与を重視しつつ、希望する対象活動の具体的な内容に留まらず、その目標設定や必要に応じて学習改善等に繋げる形成的な評価のプロセスを含めて記載することとすべき。
- また、通常学級も含めて教育課程全体で包括的に支援を行う観点から、指導計画には対象活動に関する記載のみならず、通常学級での学習指導等における支援の在り方や留意点等も必要に応じて記載することも重要である。以上も踏まえ、具体は「運用の手引き」で整理すべき。

(3) 指導計画の作成・運用・管理の在り方

関係者が学習内容等を簡易に確認・共有・改善できる必要性の観点

① クラウド活用の在り方

- 上記の観点を踏まえ、教育委員会や学校（学級担任、教科担任、養護教諭、スクールカウンセラー等）の関係者により、指導計画を簡易に参照したり、協働で作業できる仕組みとすることが求められる。このため、指導計画の作成・運用・管理は、紙媒体による運用も妨げないものとしつつ、電子媒体により、クラウド共有等の方法によることを原則とすることが適当である。
- その上で、事前の保護者同意等を前提としつつ、指導計画の内容に係る実施機関（大学等）との情報共有や連携の在り方について、整理が必要である。特に、最も緊密な連携が必要となる、対象活動の具体的な内容（日時、安全確保面を含めた具体の場所、移動方法、毎回の活動の具体、実際の学習の様子等）の調整は、指導計画本体、あるいは、指導計画と一体的に運用される添付別紙等により、保護者同意の下、適切な閲覧権限・修正権限の付与も含め、教育委員会や学校と実施機関で、電子媒体によるクラウド共有等で運用・管理するイメージが効果的・効率的である（指導計画本体についてまで保護者同意を得て情報共有の対象とするかどうかは各教育委員会等の判断によることが前提）。

※クラウド共有等の在り方については、市町村など自治体単位で運用するシステムやICT環境、アクセス可能な情報に係るセキュリティレベル、個人情報の取扱いに係る規則等が異なることも踏まえつつ、円滑な対応ができるよう適宜調整が必要

【記載項目例】

（１）対象児童生徒の学習状況等に係る現在の「児童生徒の様子」

- ① 基礎的情報（氏名等）
- ② 特異な才能を発揮する分野、状況、程度
- ③ 学習上・生活上生じている困難等の状況、程度（ある場合は、心理検査の状況等を含む）
- ④ 相当教科等に関連する学校外での学習の状況（取得した資格等を含む）
- ⑤ 対象活動や通常学級での学習指導等に係る児童生徒の希望

（２）通常学級での学習指導等における支援の在り方、留意点

（３）対象児童生徒が行う対象活動の「指導計画」

① （１）の②～⑤を踏まえた相当教科等

※以下のいずれかのパターンにより記載。相当教科等の一部の場合は、その教科の内容等についても記載。その際、今次改訂において学習指導要領のデジタル化の方向性が示されている中、指導計画上、相当教科等の内容等の学習指導要領コードを示すなどの情報連携の可能性についても留意

- A 総合的な学習の時間の一部または全部
（教科等横断的である場合、相当教科等の特定が難しい場合など）
- B 各教科等の一部または全部
（相当教科等の特定ができる場合）
- C 総合的な学習の時間・各教科等の一部または全部
（相当教科等の一部に加え、相当性がない部分は総合で対応する場合など）

② 実施場所・指導者

在籍校で実施するか、在籍校以外の実施機関で実施する場合、実施機関名や場所、指導者について

③ 対象活動の目標・内容・頻度・実施方法（教材等の在り方を含む）

以下のような教育活動を例として、いつ、どのような内容をどのように実施するのか

（例）部分的な早修、大学教員等の支援を得た発展的な課題を対象とする個人探究、大学の科目受講、大学等が実施するプログラムやコンテストへの参加、それに関わる事前準備 等

（４）対象児童生徒の「学習状況の記録」

- ① 対象活動の成果・学習状況の記録（※（４）「学習評価の在り方」参照）

② 他の特例との関係の整理も含めた、指導計画の運用の在り方

- 複数の特例に重複して該当する児童生徒については、実施機関による適切な指導を確保する上では、本特例のみならず、他の特例（通級指導等）に係る指導計画に関する情報共有や連携が行われることが望ましい場合もあり得ることも踏まえ、こうした場合にも過度な負担が生じないよう、各教育委員会等の参考となる運用の考え方を以下の通り整理すべき。
- 他の特例に係る現状としては、各学校で、障害のある児童生徒、日本語指導が必要な児童生徒、不登校児童生徒への支援等それぞれのために、指導計画や「児童生徒理解・支援シート」等が作成・活用されているものの、それぞれの計画等で相互に重複する記載があったり、計画等を相互に連携して機能させることが困難という課題がある。
 こうした中、今次改訂において、別途の指導計画を要する特才児童生徒、不登校児童生徒に係る特例を新設する方向で検討が進むことを踏まえれば、教師の過度な負担・負担感を生じさせないようにすることはもとより、児童生徒をできる限り包括的に支援し、教育の質の向上に繋げるために、これらの計画等を一つの電子ファイルで一体的に運用することができる様式（以下「2階シート」（仮称）という。）を国として示し、「2階」における複数の特例に重複しても俯瞰的に当該児童生徒への支援ができるようにすべき。
- その際、不登校児童生徒に関して作成されている「児童生徒理解・支援シート」は、支援のために連携する医療機関・福祉機関等との情報共有に活用されたり、障害のある児童生徒に係る個別の教育支援計画と類似の機能を果たしている側面がある。こうした機能は、特才児童生徒、不登校児童生徒に係る新設特例でも同様に必要なものであり、「2階シート（仮称）」は、指導計画のみならず、支援計画の機能も取り込むことが有意義と考えられる。
- 「2階シート（仮称）」では、児童生徒に関する情報を重複なく確認できる共通シートと、それぞれの特例ごとの固有の事項を重点的に記載できる個別シートで構成し、俯瞰できるようにしつつ、具体的様式は今後検討し、「運用の手引き」で示すべき。
 補足イメージ③参照
- なお、国として様式を示す「2階シート（仮称）」は、あくまで参考様式であるが、今後、校務支援システムとの連携や学校段階間の接続、転校の際の引継ぎの円滑化など教育DXの観点も考慮し、関係者の意見も聴取しながら、できる限り多くの教育委員会や対象児童生徒の多様性を受け止められるような汎用性が高いものとして設計すべき。

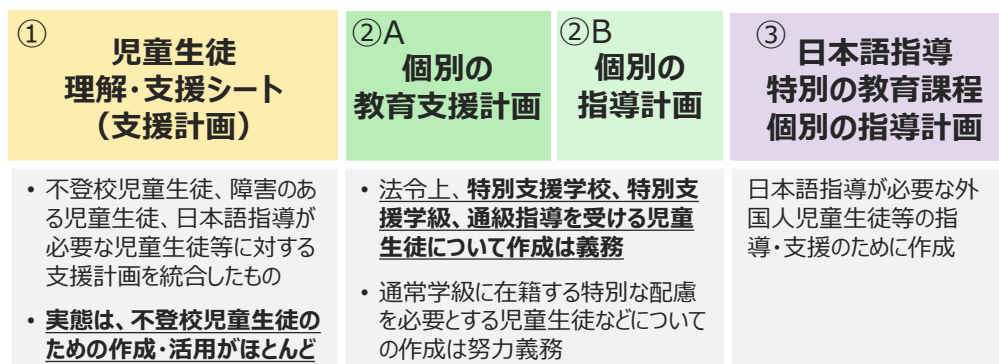
③ 相談支援体制等の在り方

- 指導計画は、最終的には対象児童生徒の教育課程全体に責任を持つ学校が作成する必要がある。しかし、特異な才能や生じている学習上・生活上の困難等を踏まえた、効果的な対象活動や実施方法の検討は専門性を要する上、実施機関との連携等の在り方を含む国内での事例蓄積が未だ十分ではない中、学校の知見のみで指導計画を作成することは困難であると想定される。
- このため、学校が専門的見地からの助言を得ることができるよう、例えば
 - ① 全国を対象範囲として、知見を有する複数の大学等によって構成される相談支援に対応可能なプラットフォームの構築
 - ② 中期的な展望として、本特例は多数の学校での編成を想定するものではないこと、特に小規模自治体では体制整備が困難と想定されること等を踏まえ、①のプラットフォームとの連携を前提としつつ、広域自治体である都道府県教育委員会（総合教育センター等）による相談支援担当の設置
 といった、相談支援体制の構築の在り方や国の支援の在り方について検討すべき。
- その際、我が国において、特異な才能を持つ児童生徒に係る相談実績、その支援に関する専門的知見は蓄積の途上にあることを踏まえれば、指導計画作成に係る負担の軽減や、指導計画の質の向上を支えるためにも、相談支援で生成AIを補完的に有効活用することも検討すべき。
- このほか、相談支援体制の構築は、本特例の対象児童生徒とすべきかの判断の支援、適切な実施機関と学校・教育委員会が繋がることのできる支援といった、特別の教育課程の編成・実施を全般として過度な負担なく、円滑に実施する観点などからも、令和5年度からの実証研究事業の展開を踏まえつつ、随時、段階的に進めるべき。
- その際、実施機関の立場からも、対象児童生徒への効果的な対応や、適切な教育的配慮に関して、必要に応じて、相談支援体制を活用できるようにすべき。（別途、発達の段階に応じた指導・支援の在り方、特才児童生徒の特性等の理解や支援の在り方等について、実施機関が対象活動を実施する上で必要な留意点を「運用の手引き」で整理）

個々の児童生徒に係る教育課程の編成・実施のための「2階シート（仮称）」（イメージ）

- 個々の児童生徒に着目した特別の教育課程の編成・実施に当たり、対象となる児童生徒一人一人の個性や特性に応じて資質・能力の着実な育成を図るため、指導計画等を作成・活用することが必要。
- 現状、各学校では、障害のある児童生徒、日本語指導が必要な児童生徒、不登校児童生徒への支援等のために、**指導計画や「児童生徒理解・支援シート」等が作成・活用されているが、それぞれの計画等で相互に重複する記載があったり、計画等を相互に連携して機能させることが困難**といった課題がある。
- こうした現状も踏まえ、**教師の過度な負担・負担感を生じさせず、児童生徒をできる限り包括的に支援し、教育の質の向上に繋げるために、これらの計画等を一つの電子ファイルで一体的に運用することができる様式（「2階シート」（仮称））を国として示し、「2階」における複数の特例に重複しても俯瞰的に当該児童生徒への支援ができるようにする。**

現状



作成状況（例）

Aさん（通常学級在籍／通級指導を受ける／不登校児童生徒）



①

②A

②B

①と②Aにおいて、当該児童生徒に関する基本的な情報について記載内容にかなりの重複があり、非効率。作成自体に負担がある…



Bさん（通常学級在籍／特別な支援を必要とする／日本語指導が必要な児童生徒）



②A

②B

③

②Bと③において、特別支援の観点を踏まえた通常の教科等の指導と日本語指導の計画を別々に作成することになるので、連携した指導がしづらい。教育活動全体を俯瞰して関係者と連携したり、一体的な指導・支援が困難…



今後（改訂後）

2階シート（仮称）

【指導計画】

- 個々の児童生徒ごとの特別の教育課程に応じた様式を作成。複数の特別の教育課程を編成・実施する場合は、本様式で記載の重複を避け俯瞰して連携できるようにしつつ、それぞれの特例ごとの様式では固有の事項を重点的に記載することを想定。

新規作成

特別の教育課程
**通級指導
特別支援学級**

改善

特別の教育課程
日本語指導

新規作成

特別の教育課程
不登校

新規作成

特別の教育課程
特異な才能



【支援計画相当】

- 特別の教育課程の編成が必要な場合を含め、個別の指導・支援が必要な場合は、児童生徒に関する基礎的な情報を記載する「**児童生徒等理解・支援シート**」を作成する。

改善

児童生徒等理解・支援シート

※ 本様式は、特別支援学級、通級指導を受ける児童生徒、通常の学級に在籍する特別な配慮を必要とする児童生徒について、法令上作成が求められている個別的教育支援計画・個別の指導計画の作成に活用できる様式とする方向で検討。

※ 特別支援学校における個別的教育支援計画・自立活動を含む個別の指導計画との関係性は別途整理が必要。

(4) 学習評価の在り方

単なる早修を助長せず適切に学習評価ができる必要性の観点

① 実施機関からの情報共有・連携

- 特才児童生徒を対象とした特別の教育課程は、実施機関が主導して指導したり、在籍校以外の機関や場所を実施するケースも多くなることが想定される。このため、学級担任や相当教科等の教科担任が学習評価を行うに当たり、具体的にどのような学習活動を行い、どのような学習成果があったのか等の情報を、実施機関の指導者等から提供を受ける必要がある。そのため、指導計画の作成段階で、在籍校と実施機関の指導者等との間で、学習評価に当たって在籍校が得たい情報や、実施機関が提供可能な情報を共有し、学習成果についてどういった情報提供を受けるかあらかじめ整理しておくことが望ましい。
- 学習評価を行う上で必要な情報を可能な限り収集しつつ、学校・実施機関の双方にとって過度な負担とならないようにするという観点からは、
 - ① 論述やレポート、作品等の児童生徒の学習成果や、プログラムの実施状況をまとめたものなどの提供を受ける
 - ② クラウド等を活用し、実施機関の指導者等に対象活動での児童生徒の学習状況等を指導計画やその添付別紙等に記入してもらい、最終的な評価者である学級担任や教科担任等がオンラインで参照できるようにする
 - ③ 面談・打合せ等を通じて児童生徒の学習成果について情報提供を受ける
 等の多様な情報共有の在り方を想定し、「運用の手引き」等において例示することが必要。

※学習評価を行う上で必要な情報の提供を受ける際、例えば、オンラインでの指導の様子を録画して、生成AI等でその概要を整理したものを担任等が簡単に確認できるようにするなどの方法も考えられる。

② 相当教科等の評価の扱い

- 特才児童生徒を対象とした特別の教育課程については、通級・日本語指導などの既存の仕組みと異なり「相当教科等」という概念があるため、学習評価の検討に際しては「対象活動」の評価の在り方に加え、「相当教科等」の評価をどのようにすべきかが課題となる。
- この「相当教科等」の学習評価の在り方を検討する上では、特別の教育課程を編成している以上、「相当教科等」については「対象活動」のみ評価するという考え方もあるが、以下のような課題が生じることから、「相当教科等」全体の観点別評価・評定の実施を前提に学習評価の在り方を整理すべき。
 - 「相当教科等」の全部を「対象活動」で代替するとは限らず、一部にとどまる場合も多いことが想定される
 - 「相当教科等」の観点別評価・評定を行わない場合、高校入試等で不利益を生じさせる恐れがある
 - 不利益を生じさせないようにするため、評定等不記載の説明として「特異な才能」の特例活用を調査書等において記載することは、入試対策等とならないよう特例活用を不記載とする方向と矛盾

③ 対象活動での成果を踏まえた相当教科等の評価の運用

- 「相当教科等」の観点別評価・評定の実施に際しては、対象児童生徒が「相当教科等」の一部または全部の授業に参加していないことを前提にしつつ、過度な負担とならないように配慮した上で、評価・評定の運用について以下の通り整理すべき。
- まず評価規準については、「相当教科等」の観点別評価・評定を行う場合、特例の対象とならない児童生徒と異なる評価規準で学習評価を行うこととすると、同じ観点別評価・評定の評語でもその趣旨が児童生徒により異なることとなり煩雑であるとともに、別途評価規準を設定する負担も大きいため、在籍級における「相当教科等」の既存の評価規準をそのまま活用することとすべき。
- 次に評価材料については、対象活動は、相当教科等で育成する資質・能力についておおむね適切に身に付けられると判断できる場合に相当教科等に代えて実施するものであることから、対象活動の学習内容が相当教科等で実施しないこととする個々の学習内容と直接的な関連は強くない場合でも、相当教科等の目標に関連した活動とすべきものであり、当該活動での学習成果は、相当教科等の学習評価で評価材料として参酌し得る。（例えば、相当教科等で四則演算を扱う代わりに、対象活動で微分等を学習した場合、四則演算に関わる資質・能力を見取することも可能）
- さらに、対象活動を実施する前のアセスメント段階で、相当教科等で育成する資質・能力が既に身に付いていることを判断できる材料があれば、その内容も参酌することも考えられる。
- 以上のことから、相当教科等の評価に当たっては、①で述べた情報共有等により把握した対象活動の学習成果（論述やレポート、作品等の評価材料や、実施機関からの情報提供等）や必要に応じ事前のアセスメントで得た材料等を踏まえつつ、在籍級における既存の「相当教科等」の評価規準を踏まえて観点別評価・評定を行うことを基本とするべき。
- なお、対象活動の学習成果等を活用して可能な限り柔軟に観点別評価・評定に繋げることを基本としつつ、対象活動で得られる評価材料や事前のアセスメントで得た材料のみでは判断が困難である場合には、必要に応じて在籍級での単元や学期末の評価課題等を課し、その内容も参酌することも考えられる。

④ 対象活動に係るフィードバック

- ③を踏まえ、対象活動に係る学習評価については、相当教科等の観点別評価・評定という形で考慮されることを考えれば、対象活動自体について別途総括的な評価・評定を行う必要はないが、当該児童生徒が特別の教育課程の下で熱意をもって取り組んだ学習について、積極的に価値付け、形成的な評価としてのフィードバックを行うことは重要である。
- そのため、「相当教科等」の観点別評価・評定とは別に、指導計画の「学習状況の記録」欄等に、担任教師からのフィードバックのコメント等を付することは積極的に検討されるべき。

⑤ 指導要録、調査書における取り扱い等

- 通級指導や日本語指導を受けている児童生徒は、指導要録上、当該指導の授業時数、指導期間、指導内容や結果等を総合所見欄に記載することとなっているが、これらの事項について、個別の指導計画に記載がある場合は、その写しを指導要録の様式に添付することをもって指導要録への記入に替えることも可能としている。
この総合所見欄も含め、指導要録の記載は、入試の調査書において活用されている実態があることから、本特例については、特別の教育課程の実施が入試対策となったり、単なる早修を助長したりするものとならないよう、指導要録本体には特別の教育課程の編成の実施については記載せず、個別の指導計画の写しを指導要録の別紙として添付することをもって、指導要録への記載に代える取扱いとすべき。
- また、指導要録本体に記載せず、個別の指導計画の写しを別紙として添付する運用とする場合でも、別紙を調査書上どのように扱うのかについては学校や教育委員会ごとに対応が分かれ、意図しない形で活用される可能性も有り得ることから、「運用の手引き」等では調査書で別紙の内容も活用すべきではない旨も明確にすべき。
- その上で、現行でも、指導要録の総合所見欄の中で、例えば、学校内外におけるボランティア活動など社会奉仕、体験活動、表彰を受けた行為や活動等を必要に応じて記入している実態がある中、本特例を適用している場合でも、特別の教育課程の編成の実施については記入しないこととした上で、対象活動として取り組んだ学習活動自体については、従前と同じように必要に応じて記入（※）することは差し支えないと整理すべき。

※例：大学等が実施する中高生向けプログラムに参加、大学や民間等が実施するコンテスト参加のため〇〇に係る探究的な学習を実施等

- 加えて、対象活動を実施する学校や教育委員会のもとより高等学校にも入試における取扱いについて国として一定の要請をするなどの対応も検討すべき。

4. 対象となる児童生徒の考え方

(1) 対象となる児童生徒の基本的な考え方

- 「1. 基本的な考え方」の(2)④を踏まえれば、特例の対象とするかを判断するに当たっては、日常적인見取りや、心理検査、ヒアリング等を踏まえつつ、当該児童生徒の教科等に関わる認知的な側面に着目し、その認知・発達の特性等から、学習上・生活上の困難を抱えている場合に、通常の教育課程では支援が困難であり、対象活動を実施する方が効果的であるかどうかについて、教育委員会や学校として総合的に判断することが妥当である。

(2) 対象となる児童生徒を判断するプロセスのイメージ

- (1)を踏まえ、対象児童生徒については、教育委員会や学校が、相談支援体制を活用しながら、以下のようなプロセスで判断すべき。
補足イメージ④、⑤参照
- ① 教育委員会・学校は、学校生活全般における日常적인見取りを踏まえ、当該児童生徒に対して必要に応じて面談やWISC等の心理検査等を行うなどにより(※1)、例えば、算数・数学や理科等の教科等に係る認知的な側面に着目しつつ、具体的などのような学習上・生活上の困難が生じているのかについて整理
- ② 学習上・生活上の困難に対して、まずは、通常の教育課程での指導の工夫や柔軟化等を含め、多様かつ多層的な教育活動による支援の可能性を検討する。その上で、以下の観点から、対象活動を実施する方が効果的であるかどうか、総合的に検討・判断(※2)し、実施について教育委員会と学校で調整(※3)
- (1) 児童生徒が実施を希望し、実現可能性が認められる対象活動があるかどうか
- (2) 対象活動を実施することで、相当教科等の実施等に伴う学習上の困難の軽減・解消が期待できるかどうか
- (3) 学級での他の児童生徒や教師との関係構築の観点から効果的かどうか(生活上の困難の軽減・解消の側面)
- (※1) 心理検査の実施については、当該児童生徒の学校内外での学習状況等を含め、多面的・総合的に判断を行う上で有効と考えられ、必須とするものではない。
- (※2) ②(2)(3)のいずれも満たすことを要件化する趣旨ではなく、いずれの観点からも検討した上で総合的に判断することを必要とする趣旨。
- (※3) 対象とすることを判断した場合であっても、実施機関との調整の結果、対象活動の実施が困難であることが判明する場合も想定され、特別の教育課程の実施が義務となるものでない。

対象児童生徒については、教育委員会や学校が、相談支援体制を活用しながら、以下のようなプロセスで判断する。

例



- 学年：小学校4年生
- 強い関心がある分野：算数、理科（特に生物分野）
 - ・ 言語理解も突出
 - ・ 大学が実施する小中学生向け理科プログラムに参加しながら、大学教員の指導を受けつつ独学で探究的な学習を進めている
- 学習上の困難：全体的に理解力が高く、授業の内容はほぼ全て理解できるため、授業中は退屈で苦痛
- 生活上の困難：厳密な論理性にこだわりが強く、同級生との間での摩擦がある。不登校期間あり。現在は保健室登校

1 アセスメント

学校

教育委員会・学校は、学校生活全般における日常적인見取りを踏まえ、当該児童生徒に対して必要に応じて面談やWISC等の心理検査等を行うなどにより、例えば、算数・数学や理科等の教科等に係る認知的な側面に着目しつつ、具体的にどのような学習上・生活上の困難が生じているのかについて整理。



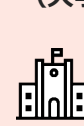
＜見取り＞

- ・ 同じクラスの子供と比べて、語彙が豊富で言語能力が高い
- ・ 長時間、興味があることにこだわっている
- ・ クラスの子供たちとの間のコミュニケーションで衝突が多い

市区町村教育委員会
(教育相談担当等)



相談支援体制
(大学等)



面談 ※1（必要に応じてWISC等の心理検査※2のもとに実施）

※1 教育委員会や相談支援体制の専門家が同席することも考えられる

※2 心理検査は、当該教育委員会の関係機関で実施することもあれば、保健センターや児童発達支援センターなどの首長部局が所管する機関、民間の機関、検査体制のある大学で実施されることもある



児童生徒

(例)

- ・ 算数や理科のどの分野についての強い関心があるのか
- ・ 認知的にどのような特性があるのか
- ・ 学習上・生活上、具体的にどのような場面で、どのような困難が発生しているのか
- ・ 児童生徒は、学習上・生活上生じている困難に対して、どのような方向性で困難の解消を望んでいるのか 等



保護者

→算数全般、理科の生物分野に強い関心があり、特に算数の授業では、難しい課題でも理解できるため、退屈で苦痛。授業中も、自分が知っている知識をクラスメートに話す理解されず、また、論理的なコミュニケーションにこだわりが強いあまり、クラスメートや教師との会話でも衝突が多い。

2 対象児童生徒の判断

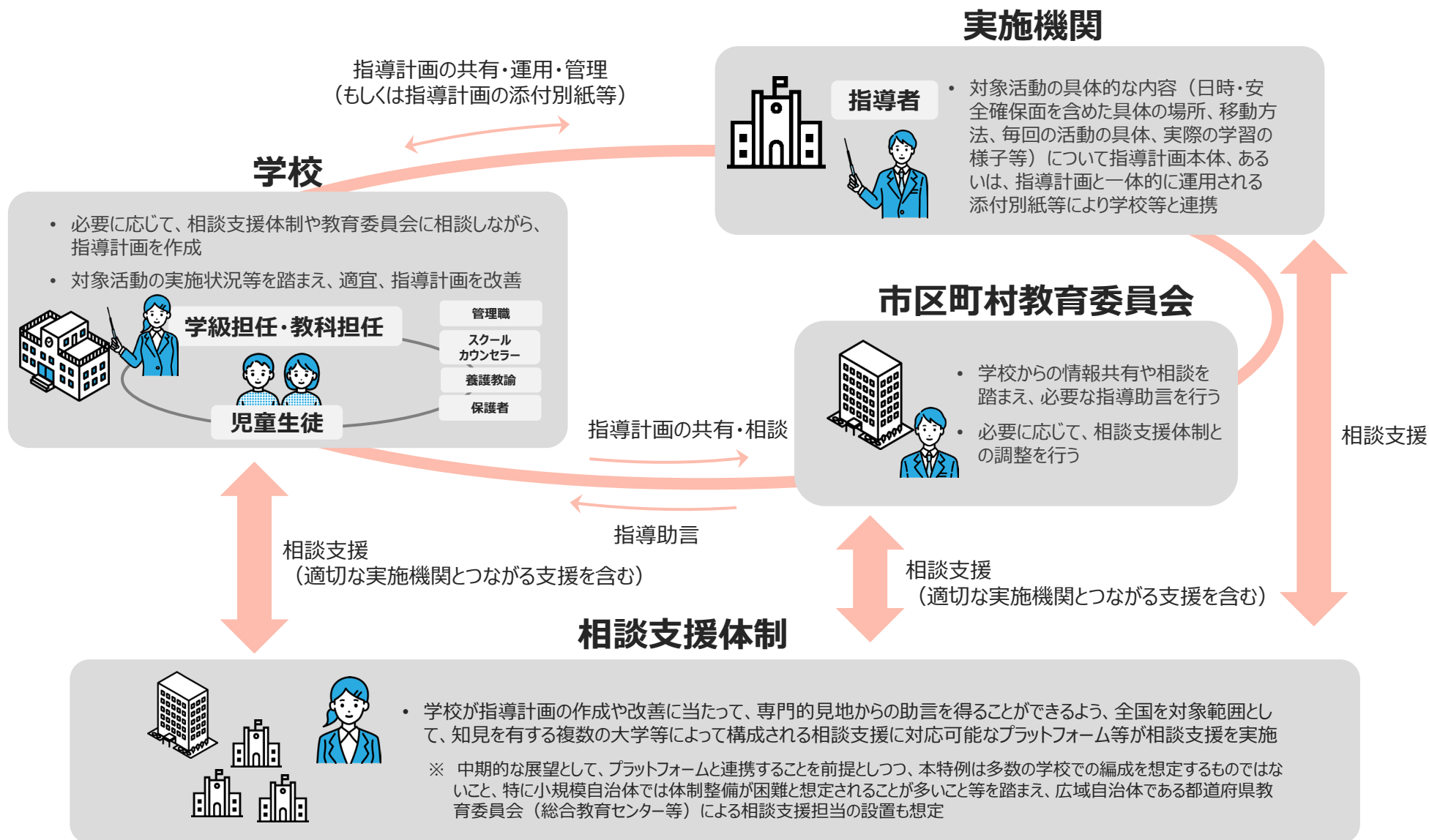
アセスメントの結果を踏まえ、学習上・生活上の困難に対して

- ① 通常の教育課程での指導の工夫や柔軟化等を含め、多様かつ多層的な教育活動による支援の可能性を検討
- ② 通常の教育課程では支援が十分でないと考えられる場合に、対象活動を実施する方が効果的であるか、総合的に検討



1. 教育委員会・学校が、通常の教育課程において、どのような指導の工夫や柔軟化が可能であるか検討
 ➡主に算数、理科の授業の中で、当該児童生徒に対して、発展的な課題や、GIGA端末を活用した探究課題を設定
2. ①の通り通常の教育課程における指導の工夫を行なったところ、理科については学習上の困難が軽減されたが、算数については担任が設定できる課題の範囲・難易度では満足感・充実感を得ることができず、学校で授業を受けることに対して意欲がわからない状況が続いたため、通常の教育課程における支援だけでは十分な支援が困難であると判断
 ➡面談の状況や普段の学習・生活状況の見取りを踏まえて、独学で取り組んでいる探究的な学習で発揮される算数の知識及び技能、思考力、判断力、表現力等などを見取り、小学校段階の算数で育成する資質・能力についてはおおむね適切に身に付けられると判断し、小学校4年生段階の算数の全部を「相当教科等」とする方向で対象活動の内容について検討
 ➡学校のみでは算数を相当教科等とする対象活動に係る適切な実施機関の判断がつかないため、大学等による相談支援体制に相談し、大学が実施する算数・数学に関するプログラムへの参加を念頭に検討をすることに
 ➡児童生徒・保護者にも確認したところ、大学が実施する算数・数学に関するプログラムや講義を受講したいとの意向を確認
 ➡相談支援体制と児童生徒・保護者を交えて面談の場を持ち、児童生徒の特性や興味関心、自宅からの距離などを踏まえ、近隣の
 ▲▲大学の算数・数学も対象とする小中学生向けプログラムへの参加と、プログラムで課された課題探究に取り組む活動を対象活動とすることを決定
 ➡当該プログラムでは、大学が設定する領域の中から、自身で探究テーマを設定し、探究的な学習を進めるものであり、通常学級の算数の授業の代わりに対象活動として探究学習を進めることができれば、授業内容が簡単すぎるあまりの苦痛など学習上の困難の軽減・解消が期待でき、また、算数の授業における他の児童生徒のコミュニケーションの関係でも効果的であると判断。

指導計画の作成・運用等に係る連携の参考イメージ



5. その他

① 「運用の手引き」について

- 本WGにおいて、本制度に係る基本的な考え方、制度設計について一定の方向性を示した。これを踏まえ、教師、学校、教育委員会、大学等の実施機関、相談支援機関等の関係者が過度な負担や負担感なく、必要な場合に制度を活用して指導・支援に繋げられるよう、制度の詳細や、実務に係る事項や具体的な手続きのイメージ等について「運用の手引き」を作成し、実際の運用を通じて得られる成果・課題を踏まえて随時改善を図る。

② 教員の養成や研修の充実

- 本特例の実施に当たっては、特才児童生徒の困難の軽減・解消や才能の伸長の支援に向けた支援の特徴や在り方について、教育委員会・学校における理解の浸透が非常に重要である一方、その取組は緒に就いたばかりである。
- 今後の教職課程や教員免許制度の在り方を議論している中教審教員養成部会教職課程・免許・大学院課程ワーキンググループの中間まとめでは、全ての教職課程で学ぶべき内容として「教育における多様性の包摂」が追加されるとともに、学生が選択する強み専門性に係る内容の例として「特異な才能のある児童生徒の才能の伸長と困難の軽減」が挙げられている。
- 今後、こうした議論の動向も踏まえつつ、現職教員に向けた研修の充実についても、国や教育委員会において検討すべき。

③ 大学等での対象活動の実施に向けた留意点

- 大学等の機関が対象活動を実施するに当たっては、大学等が教育委員会・学校との適切な連携を図る観点からコーディネート機能の重要性が指摘されていることなども踏まえ、①の運用の手引きにおいて、大学等との連携に向けた留意点を整理すべき。

④ 制度の対象となる学校種の考え方

- 高等学校段階の扱いについては、単位制の大幅な柔軟化の検討状況を踏まえて本特例の適用の可否を検討することとし、これまでは義務教育段階を念頭に検討を進めてきた。
- 高等学校段階では、現行制度でも、学校外学修の単位認定が認められており、大学等の科目等履修生としての学修や、公開講座などにおける学修などを、その他の学校外学修とあわせて最大36単位まで、校長の判断により、自校の科目の履修とみなし、対応する科目の単位の修得を認めることができる。
- これに加え、総則・評価特別部会では、単位制の大幅な柔軟化の一環として、英語や数学を念頭に置きつつ、特定の必修科目等の内容を十分に修得していると判断できる場合に、一定の要件の下、当該科目等の履修免除を可能とし、振替科目等の履修により、資質・能力の発展的な育成につなげる仕組みを整える方向性で検討が進められている。
- これらを踏まえ、高等学校段階については、通常教育課程の中でこうした仕組みを活用することで、困難の軽減・解消や才能の伸長の支援に向けた取組が可能であると考えられることから、当面、本特例の対象は、義務教育段階（小学校、中学校（中等教育学校前期課程を含む）、義務教育学校、特別支援学校の小学部・中学部）とし、本制度の運用上の成果・課題を踏まえ、必要に応じて、高等学校段階の扱いについて検討することが適当である。

⑤ 得られた知見の幼児教育段階への活用

- 本特例自体は、教育課程の仕組みの観点から、義務教育段階への適用を想定するものであるが、本制度の実施により得られる知見は幼児教育段階での取組の充実にも資すると考えられる。
- 幼児教育段階においては、子供一人一人の興味・関心に基づく遊びを通じて資質・能力を育ており、そうした幼児教育ならではの学びの過程で才能を受け止め、伸長を支援する側面がある一方で、子供の才能や、才能に伴う困難が一層適切に理解されづらく、小学校入学時に適切な子供理解に基づく引継ぎがなされない場合があるとの指摘も踏まえ、小学校段階との接続の観点からも、幼児教育に携わる関係者の理解促進も重要である。
- こうしたことを踏まえ、例えば、相談支援により蓄積された知見など、本特例の実施によって得られた知見を幼児教育段階での取組の充実や、関係者の理解促進にも活用する方向で検討すべき。なお、こうした取組は、幼児教育段階において、小学校・中学校段階の教育を実施することを意図したものではないことに留意が必要である。

⑥ 本制度の施行時期

- 施行時期については、本制度の性質に鑑みて、次期学習指導要領の全面実施を待たず、先行実施を可能として事例を蓄積することが適切である。この点、総則・評価特別部会において、調整授業時数制度と一体的に令和10年度からの先行実施期間から取組を可能とする方向性が示されており、令和10年度から実施可能となるよう、制度周知に必要な期間を考慮しつつ「運用の手引き」を作成する必要がある。